

1. 議事日程（第10日目）

（平成15年度安芸高田市決算審査特別委員会）

平成16年12月16日
午前10時開議
於本庁別棟1階会議室

開 会
議 題

- （1）認定第46号 平成15年度高田地区消防組合一般会計決算
- （2）認定第47号 平成15年度高田郡衛生施設管理組合一般会計決算
- （3）認定第48号 平成15年度高宮町美土里町火葬場組合一般会計決算
- （4）認定第49号 平成15年度安芸たかた広域連合一般会計決算
- （5）認定第50号 平成15年度安芸たかた広域連合介護保険特別会計決算

散 会

2. 出席委員は次のとおりである。（21名）

委員	明 木 一 悦	委員	秋 田 雅 朝
委員	田 中 常 洋	委員	加 藤 英 伸
委員	小 野 剛 世	委員	川 角 一 郎
委員	塚 本 近	委員	赤 川 三 郎
委員	松 村 ユキミ	委員	熊 高 昌 三
委員	青 原 敏 治	委員	金 行 哲 昭
委員	杉 原 洋	委員	入 本 和 男
委員	山 本 三 郎	委員	今 村 義 照
委員	玉 川 祐 光	委員	岡 田 正 信
委員	渡 辺 義 則	委員	亀 岡 等
委員	藤 井 昌 之		

3. 欠席委員は次のとおりである。（なし）

4. 安芸高田市議会委員会条例第21条の規定により出席した者の職氏名（15名）

助 役	増 元 正 信	収 入 役	藤 川 幸 典
参 事	小 野 豊	総 務 部 長	新 川 文 雄
消 防 長	村 上 紘	消 防 署 長	竹 川 信 明
消防本部総務課長	児 玉 寿 徳	第2通信指令室長	久 保 高 憲
第2警防課長	広 政 康 洋	清 流 園 場 長	片 岡 勝 城
高宮支所長	猪 掛 智 則	高宮支所市民生活課長	岩 崎 猛

吉田 保育所長 是 常 知 昭 高齡者福祉課主幹 花 尾 智 恵 夫
税 務 課 主 幹 出 口 秀 章

5 . 職務のため出席した事務局職員の職氏名 (3 名)

事 務 局 長 増 本 義 宣 議 事 調 査 係 長 児 玉 竹 丸
書 記 国 岡 浩 祐

~~~~~○~~~~~

午前10時00分 開会

- 熊高委員長 皆さんおはようございます。  
ただ今の出席委員は21名でございます。  
定足数に達しておりますので、これより決算審査特別委員会10日目を開会いたします。  
本日の審査日程は、お手元に配布のとおり平成15年度一部事務組合に係る決算認定5件についての審査でございます。  
それではまず、認定第46号、平成15年度高田地区消防組合一般会計決算の認定についての件を議題といたします。  
消防長から高田地区消防組合に係る概要についての説明の後、本件の要点についての説明を求めます。
- 村上消防長 委員長。  
○熊高委員長 村上消防長。  
○村上消防長 それでは早速ではございますが、平成15年度高田地区消防組合一般会計歳入歳出決算書について、概略のご説明を申し上げます。  
当初予算は5億7,043万4,000円でしたが、1回の減額補正を行いまして5億6,120万8,000円といたしました。  
決算額といたしましては、収入総額が5億5,324万2,334円で、支出済額が4億7,656万1,631円で、差し引き7,668万703円でしたが、実質収支額は7,668万1,000円となりました。以上、簡単ではございますが、概略説明を終わります。なお、要点の説明を総務課長から行わせます。
- 熊高委員長 続きまして、説明を求めます。  
児玉消防総務課長 委員長。  
○熊高委員長 児玉消防総務課長。  
児玉消防総務課長 失礼いたします。それでは早速ではございますが、平成15年度高田地区消防組合一般会計歳入歳出決算書について要点のご説明を申し上げます。  
13ページをお開き下さい。歳入についてのご説明をいたします。1款の分担金及び負担金ですが、予算現額4億9,421万9,000円に対し、収入済額4億8,626万円で、収入未済はございませんでした。1項分担金でございますが、これは6町からの分担金として4億8,626万円です。2項負担金でございますが、これは山県東中部消防組合との人事交流に伴う負担金で、795万9,000円に対し調定額ゼロ円です。これは例年3月末に収入されます。3月から安芸高田市となり、暫定予算において795万9,046円の収入済みとなっております。  
2款使用料及び手数料1項手数料ですが、これは危険物施設の許認可の伴う手数料で、予算現額38万5,000円に対し、収入済額38万900円で、収入未済額はございません。  
3款国庫支出金、1項国庫補助金ですが、これは平成15年度消防防災設

備整備事業であります高規格救急車購入に伴う補助金で、予算現額1,090万6,000円に対し、収入未済はございません。

4款県支出金、1項委託金ですが、これは消防設備士講習に関する事務委託料で、予算現額1万円に対し、収入済額1万1,466円で、収入未済はございません。

5款財産収入、1項財産運用収入は、退職手当基金、財政調整基金、消防施設整備基金の3つの基金利子でございます。予算現額31万3,000円に対し、収入済額31万1,112円で収入未済はありません。

6款寄附金ですが、存目でございます。

14ページをお開き下さい。7款繰入金、1項基金繰入金は、財政調整基金を1,000万円取り崩したものです。

8款繰越金は、平成14年度からの繰越金で予算現額2,425万円に対し、調定額、2,425万277円で、収入未済はございません。

9款諸収入は712万4,000円に対し、調定額712万2,579円で未済はございません。1項の預金利子は、予算現額3,000円に対し、収入済額770円で、2項受託事業収入、これは危険物取扱者保安講習受託料で予算現額1万5,000円に対し、調定額1万4,868円です。3項雑入ですが710万6,000円に対し、収入済は710万6,941円で未済はございません。主なものは日本道路公団からの救急支弁金として701万7,660円です。

10款地方債、1項地方債は先ほどご説明申し上げました、平成15年度消防防災設備整備事業であります高規格救急車購入に伴うものでございます。予算現額1,400万円に対し収入未済はございません。したがって、歳入合計、予算現額5億6,120万8,000円に対し、収入済額5億5,324万2,334円で収入未済はございません。

続きまして、歳出のご説明をいたします。2月の打ち切り予算の関係で不用額を生じておりますが、これは3月の暫定予算に計上しております。

15ページをお開きください。1款議会費、1項議会費は予算現額287万7,000円に対し、支出済額は245万8,202円で、不用額41万8,798円を生じました。これは議会運営に関する費用で、組合議員さんの報酬が主なるものです。

2款総務費、1項総務管理費は、予算現額2,360万2,000円に対し、支出済額1,642万7,938円で、不用額717万4,062円です。主なるものは特別職の給料、庁舎維持管理に関する光熱水費等です。なお、15節工事請負費の305万円は、庁舎防火戸の工事で3月の暫定予算に計上しております。

16ページをお開き下さい。3款消防費、1項消防費は、予算現額4億6,248万7,000円に対し、支出済額4億2,484万626円で、不用額3,764万6,374円です。主たるものは、職員の人件費及び消防業務遂行上の燃料費等です。なお18節備品購入として高規格救急車を購入しております。また、これに伴う擬装代として15節工事請負費に500万あまり支出しております。19節負担金補助及び交付金については、山県東中部消防組合

との人事交流に伴う負担金で年度末に歳出となります。

17ページをお開き下さい。4款公債費、1項公債費は、予算現額6,517万3,000円に対し支出済額3,260万3,694円で、不用額3,256万9,306円です。これは庁舎増築に伴う償還が主なものです。

5款諸支出金、1項諸支出金は、予算現額23万2,000円に対し、支出済額は23万1,171円で、不用額829円です。これは退職手当基金及び消防施設整備基金への積立金です。予備費を683万7,000円とし、結果、5億6,120万8,000円に対し、支出済額4億7,656万1,631円で、8,464万6,369円の不用額を生じております。執行率は84.9%でございます。

よって、歳入歳出差引残額は7,668万703円となります。

翌年に繰り越す財源はございませんので7,668万1,000円が実質収支額となります。

18ページをお開き下さい。財産に関する調書でございますが、土地及び建物についての変動はございません。物品でございますが、救急車及び無線携帯局並びに監視装置の更新をしております。また、酸欠爆発ガス警報機、自動心臓マッサージ器、半自動式除細動器、自動心肺蘇生装置がそれぞれ1器増となっております。

19ページをお開き下さい。基金の状況ですが先ほどご説明いたしましたように、財政調整基金を1,000万取り崩しております。以上で要点の説明を終わります。

○熊高委員長 以上で説明を終わります。  
これより質疑に入ります  
質疑はありますか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

○熊高委員長 ここで、暫時休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時15分 休憩

午前10時17分 再開

~~~~~○~~~~~

○熊高委員長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

続いて、認定第47号、平成15年度高田郡衛生施設管理組合一般会計決算の認定についてを議題といたします。

関係課長から要点の説明を求めます。

片岡清流園場長 委員長。

○熊高委員長 片岡清流園場長。

片岡清流園場長 清流園の片岡でございます。本日は1名で出席をしておりますので、簡単にご説明させていただきます。

平成15年度高田郡衛生施設管理組合一般会計歳入歳出決算につきまして、ご説明をさせていただきます。

まず、1ページをお願いいたします。歳入でございます。款項予算現額、調定額に基づきまして、ご説明をさせていただきます。

1款分担金及び負担金、1項分担金、款項同額1億7,488万1,000円、1億7,487万9,000円、これは6町からの分担金でございます。

2款使用料及び手数料738万7,000円、727万4,020円。1項使用料738万4,000円、727万4,020円、これは施設の使用料といたしまして、許可業者から使用料をいただいているものでございます。4トン車といたしまして、1台あたり1,313円をいただいております。5,540台が投入をされております。2項手数料3,000円、ゼロ。

3款財産収入、1項財産運用収入、款項同額の15万円、1万7,331円、これは基金の預金利子でございます。

4款繰越金、1項繰越金、款項同額の500万円、195万6,761円。

5款諸収入2,000円、10万41円、1項預金利子1,000円、871円、これは利子でございます。2項雑入1,000円、9万9,170円、これは臨時職員の雇用保険の還付金あるいは電柱敷地料でございます。

歳入合計でございます。1億8,742万円、1億8,422万7,153円でございます。

次に歳出をお願いいたします。2ページをお願いいたします。款項、予算現額、支出済額の順にご説明させていただきます。

1款議会費、1項議会費、款項同額の71万円、42万369円。

2款総務費1,826万9,000円、1,539万3,618円、1項総務管理費1,824万円、1,536万5,258円、2項監査委員費2万9,000円、2万8,360円。

3款環境衛生費、1項環境衛生管理費1億5,832万2,000円、1億2,431万8,161円。

4款公債費、1項公債費、款項同額の513万8,000円、513万7,342円。

5款予備費、1項予備費、款項同額の498万1,000円、0でございます。

合計といたしまして、1億8,742万円のところ、1億4,526万9,490円でございます。

歳入歳出差引残高といたしまして、3,895万7,663円でございます。

次に3ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。区分、金額の順にご説明をさせていただきます。

1、歳入総額1億8,422万7,000円。2、歳出総額1億4,526万9,000円。3、歳入歳出差引額3,895万8,000円。4、翌年度へ繰り越すべき財源でございますが、これはいずれもゼロでございます。5、実質収支額3,895万8,000円。6、実質収支額の内、地方自治法233条の2項の規定による基金の繰入額でございますが、これはゼロ円でございます。

そしたら、事項別明細の方で主なもののみをご説明させていただきます。7ページをお願いいたします。

7ページの歳出でございますが、3款環境衛生費、1項環境衛生管理費、1目の環境衛生総務費でございます。この11節の需用費につきまして、ご説明をさせていただきます。8,173万7,000円の予算に対しまして、

7,186万8,539円の支出済額でございます。この内訳といたしまして、年間の処理量が21,318キロリットルを処理をしております。この内訳といたしまして、生のし尿が8,275キロリットル、浄化槽が13,043キロリットルの量を処理したものでございまして、これに要した経費でございます。これにつきましての内訳をご説明させていただきますと、まず薬品代が2,068万円を要しております。率といたしまして28.8%を占めております。電気料といたしまして1,763万2,000円を要しております。率が24.5%となっております。焼却炉の燃料といたしまして、A重油を使用しておりますが、これが511万円でございます。率といたしまして7.1%を占めております。次に修繕費でございますが、これが2,501万円を要しております。率といたしまして34.8%を占めております。この大きなものとしてU F膜という装置がございますが、そこに約573万円を要しております。あと、活性炭の取り替えとか、各機械のオーバーホールとか、各機械の取り替え、あるいは配管の取り替えといったものの経費でございます。以上が11節の需用費のご説明でございます。

次に13節の委託料につきまして、ご説明をさせていただきます。4,654万4,000円の予算に対しまして3,159万8,987円の支出済額となっております。ここで不用額が1,490万円ほどでしておりますが、これにつきましては、高田清流園の能力が現在不足をしております。この原因といたしましては、旧町各町で小型の合併浄化槽とか、大型合併浄化槽、これらの農業集落排水施設等がございますが、こういう施設が急激に普及をいたしまして、浄化槽の発生量が非常に多くなっております。それで能力が不足していることに伴いまして、吉田の浄化センター、公共の下水道施設でございますが、こことか、甲田の浄化センター、これも同じく公共下水道でございますが、吉田の工業団地、それと向原町の向原公共下水道の施設でございますが、こちらの方で処理委託をさせていただくということで、当初予算を計上させていただきましたところ、向原町につきましては水質がちょっと悪化したということで、受け入れが不可能ということになりました。したがって、吉田町の浄化センターと甲田町の浄化センター、吉田工業団地への処理委託でございまして、これが全体の2,745万9,000円を委託料として支払ったものでございます。

それ以外といたしましては、焼却した灰を処分をしておりますので、この委託料とかあるいは臭気の測定、焼却灰とか排気ガスの分析、特にダイオキシン等の分析を必要としております。こういった分析料あるいは貯留槽を年に1度清掃をしております。こういった委託料でございまして、これに要した経費が3,159万8,987円となっております。

次に19節の負担金補助及び交付金でございますが、これは885万円の予算に対しまして286万7,308円の支出済額となっております。不用額が約600万を出ておりますが、この大きな原因といたしますのは、以前は吉田町から吉田町の汲み取ったものを持っていきますと、4トン車1台に対しまして1,000円の運賃助成というかたちで業者の方へ支払いをして

おりました。八千代町と向原町につきましては、4トン車1台あたり1,600円を支払うことになっておりましたが、昨年8月に元の郡内全町が汲み取りにつきましては委託制になりました。その委託制になった時点で運賃助成の支払いをする必要がなくなりましたので、この残額といたしまして、約598万2,000円の不用となっております。支出済額の286万7,000円につきましては、これは4月から7月まで運賃助成を行った金額でございます。簡単ではございますが、一応説明を終わらせていただきます。

- 熊高委員長 以上で説明を終わり、これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。
- 山本委員 委員長。
- 熊高委員長 山本委員。
- 山本委員 今の歳出の中の説明で委託料ですよ、あこで高田清流園の能力が不足したいうんで、甲田やら吉田へあれしたいうんですが、今の状態はどうなってるんですかね。
- 片岡清流園場長 委員長。
- 熊高委員長 答弁を許します。片岡清流園場長。
- 片岡清流園場長 今現在も同じく吉田の浄化センターと甲田浄化センター、そして吉田工業団地の方へ投入をさせていただいております。  
今現在、清流園で日量50キロの処理能力でございますが、50キロのところを58キロを処理をしております。これ以上機械の方の能力が限界がございますので、それ以上分につきましては、今の公共下水道の方へ投入をさせていただいた状況でございます。
- 山本委員 分かりました。
- 熊高委員長 他に質疑はありませんか。
- 渡辺委員 委員長。
- 熊高委員長 渡辺委員。
- 渡辺委員 ただ今の山本議員の質問に関連するわけですが、対応は大体私は理解もついとるんですが、現在委託で処理しておる状況からして、今後の施設の状況等について所長からちょっと聞かせていただければと思います。
- 片岡清流園場長 委員長。
- 熊高委員長 答弁を許します。片岡場長。
- 片岡清流園場長 能力不足に対しまして、施設の更新という考えが1点ございますが、施設の更新をするということになりますと、いろいろな問題点が出て参ります。一応緊急避難的なものとしたしまして、平成17年度に今現在の大型施設、これは農業集落排水施設とか、あるいは公共施設の大きい施設でございますが、こういった施設を移動脱水車を購入をして除脱水をしていくという方法で下水道課の方で県の方へ申請をしていただいているところでございます。そういった状況を見ながら、今後施設の更新につきましての計画を策定していくということで、先般も建設部長の方と協



議をしているところでございます。

○熊高委員長 他に質疑はありませんか。  
金行委員 委員長。

○熊高委員長 金行委員。

金行委員 はい、金行です。1点お聞きしますが、今、ある地域ですよ、いろいろ建てる時にいろいろ橋を付けるじゃなんかということがございましたが、最近はその苦情いうんですか、ご意見等は、地域としてのあれは出ておりますか。以上でございます。

片岡清流園場長 委員長。

○熊高委員長 答弁を許します。片岡場長。

片岡清流園場長 ただ今の質問でございますが、昭和52年の3月に地元高宮町の船木の乙木という地区でございますが、ここと覚え書きを締結しております。この中で、今現在覚え書きでできていないものが、高宮町側と三次市の作木町になっておるんですが、川を渡っての大きな橋をつくってもらいたいという問題点が1点残っております。このことにつきましては、合併までに町長さんの方からも地元へのご説明があったわけでございますが、非常に金額が大きくかかるものでございます。橋を幅が200メートルぐらいあそこの川がありますので、非常に大きなものであるということで、ちょっとこれにつきましては不可能であるということで、地元の方もある程度は了承をさせていただいてるものでございます。

あれと、地元の方とは年に1度意見交換会をする約束になっておりまして、今年度も先般11月に行ったところでございますが、地元からの要望といたしまして、今現在出ているものにつきましてはほとんど済んでいる状況でございますが、1点今現在、ご承知かと思っておりますが、清流園の下へ県道が通っております。このすぐまたそばを生田川が通っておりますわけでございますが、あそこのガードレールが今ちょっと100メートルぐらい距離がありますが、そこにガードレールがありませんので、ちょっと危険性があるので、これを設置を早めにしていただきたいというのが、先般ご質問が出たようなことでございますので、他のことについては、今現在のところ全部解決をしているようなところでございます。

○熊高委員長 他に質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

○熊高委員長 暫時休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時40分 休憩

午前10時53分 再開

~~~~~○~~~~~

○熊高委員長 それでは休憩を閉じて会議を再開いたします。

続いて、認定第48号、平成15年度高宮町美土里町火葬場組合一般会計

決算の認定についてを議題といたします。

支所長から概要説明を受け、続いて関係課長から要点の説明を求めます。

猪掛高宮支所長  
○熊高委員長  
猪掛高宮支所長

委員長。

猪掛支所長。

高宮町でございます。よろしく申し上げます。今委員長さんからありましたように、高宮町、美土里町の火葬場組合の決算報告をいたします。これについては、事務局を高宮町が持っておりましたので、高宮支所の方で報告をさせていただきます。座って失礼します。

20ページをお開き下さい。予算現額1,219万円、調定額1,172万7,729円、収入済額1,172万7,729円、不納決損額ゼロ円、収入未済額ゼロ円でございます。

21ページをお開き下さい。歳出でございます。予算現額1,219万円、支出済額1,072万9,133円、不用額146万867円、差引残額99万8,596円でございます。詳細については市民生活課長が説明いたします。

熊高委員長  
岩崎市民生活課長

引き続き説明を求めます。岩崎市民生活課長。

高宮支所市民生活課長の岩崎でございます。よろしく申し上げます。

それでは20ページをご覧下さい。款項収入済額と説明させていただきます。1款分担金及び負担金、1項分担金、収入済額778万円、これは高宮町、美土里町それぞれ389万円の分担金をいただいております。

2款使用料及び手数料、1項使用料、収入済額252万5,000円、これは101体の火葬を行っておりますが、その使用料でございます。101人の内訳でございますが、高宮町58体、美土里町42体、吉田町から1体ほど火葬を受けております。

続いて3款財産収入、1項財産運用収入、収入済額6円、これは財政調整基金の利子でございます。

4款繰入金、1項基金繰入金、収入済額61万3,095円、これは財政調整基金の繰入金でございます。

続きまして5款繰越金、1項繰越金79万4,589円。

続きまして6款諸収入、1項預金利子39円、これは預金利子でございます。2項雑入、収入済額1万5,000円、これは火葬場使用に伴います吉田町さんからの収入でございます。これは管理人さんの謝礼相当分でございます。

続いて21ページをお開き下さい。歳出でございます。1款議会費、1項議会費、支出済額でございますが23万5,346円、主なものといたしましては組合議会議員さんの報酬、8名分の報酬が19万2,500円、その他議事録の作成費が、作成委託料が4万円あまりでございます。

続いて2款総務費、1項総務管理費でございますが、支出済額229万9,386円でございます。主なものといたしましては、管理者等の報酬が11万円、その他修理工事を4件行っておりまして、その合計が111万3,000円でございます。バーナーを1台更新しておりまして、47万円でご

ございます。2項監査委員費1万7,000円、これは監査委員2名分の報酬でございます。

3款1項保健衛生費、支出済額817万7,401円、主なものとしましては火葬場管理人さん2名と、霊柩車運転の2名分の委託料で、双方で748万円あまり支出をしております。その他、電気代、燃料代。燃料代は火葬場、霊柩車の燃料代でございます。以上、簡単ですが説明の方を終わります。

熊高委員長 これでは説明を終わり、これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

○熊高委員長 暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時40分 休憩

午前10時53分 再開

~~~~~○~~~~~

○熊高委員長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

引き続き、認定第49号、平成15年度安芸たかた広域連合一般会計決算の認定についての件を議題といたします。

関係課長から要点の説明を求めます。

是常吉田保育所長 委員長。

熊高委員長 是常吉田保育所長。

是常吉田保育所長 おはようございます。保育所長の是常でございます。花尾高齢者福祉課主幹、併せて出口税務課主幹が出席しております。よろしくお願ひします。座ったまま説明させていただきます。

決算書は27ページからでございますが、お手元に平成15年度安芸たかた広域連合主要施策の成果に関する報告を配布しております。これを説明させていただきたいと思ひます。15年度の重点施策といたしまして、滞納整理の推進と、徴税吏員の育成、固定資産評価審査委員会事務の実施、高田郡の一体的な産業振興の推進、高田郡の一体的な地域情報化の推進、農業振興センターの設立準備、広域行政の調査研究及び連絡調整、介護保険制度の啓発充実、老人福祉施設への入所措置事務、支援費制度の実施、障害者プランに基づく福祉の推進と障害者生活支援事業の実施、心身障害者就労促進事業の実施、市町村障害者社会参加事業の実施、精神障害者保健福祉の実施、医療、保健、福祉の連携を重点的に行ってまいりました。広域連合といたしましては、ご存知のように平成12年1月に広島県で最初に設立されまして、この1年前には高田郡広域行政組合を設立して、広域的な視点から郡内の、当時6町の高田郡でしたが、郡内の介護保険認定審査会の運営の事務あるいは集落生活拠点整備モデル事業の実施の事務、併せて滞納整理組合の事務を取り組んできております。

15年度は総務課出納係と併せまして8名、広域行政課が4名、介護福祉

課でございますが、介護保険の担当が6名、そして障害者の関係事務が4名、計22名で事務を遂行してきました。

財政の状況でございますが、決算規模といたしまして一般会計15年度歳入総額が5億4,170万1,000円で、歳出総額が6億7,501万5,000円、実質収支額といたしまして1億3,331万4,000円の赤字でございます。単年度収支額といたしまして、1億5,282万5,000円の赤字となりました。

決算の概要でございますが、一般会計といたしまして平成15年度安芸たかた広域連合一般会計予算額は、当初9億2,827万5,000円でしたが、2回の補正を行いまして補正後の予算規模は8億6,598万3,000円となりまして、歳入歳出差引額、実質収支額とも1億3,331万4,000円の赤字となりました。

各部門における成果に関する報告書でございますが、総務課、総務部門といたしまして、滞納整理、税務総務費といたしまして、予算現額が2,807万5,000円、決算額といたしまして2,513万3,000円でございます。事業の実績といたしまして、6町の関係町の徴収委託を受けまして、滞納整理を実施しております。実績といたしまして15年4月1日から今年の2月29日の解散するまで滞納者数が300人、滞納総額といたしまして8,386万7,000円の滞納金を委託しておりました。その内、徴収を1,288万3,000円しております。徴収率として16.4%、差押え件数といたしまして、平成15年度中に28件、差押え解除が27件でございます。固定資産評価審査委員会、委員さんが当初17名でございますが、現在4名でございます。

3ページでございますが、広域行政部門といたしまして、集落生活拠点整備モデル事業を中心に事務を行ってきました。企画費でございますが、予算現額としまして1億2,222万円、決算額として1億756万8,000円でございます。事業の実績といたしまして、高田郡の一体的な産業振興の推進で、2点目としまして農業振興センターの設立準備で、3点目としまして継続業務といたしまして水耕ネギあるいはアスパラガス等を取り組んで参りました。

関係町の一体的な地域情報化の推進といたしまして、合併協議会の方と連携しまして広域ネットワークの活用と双方向性機能の具体的提供方法の検討をしてきたところでございます。広域行政の調査研究で広域葬斎場の整備に関するところあるいは幹線交通網の整備に関するところ、生活交通の確保対策に関するところを行って参りました。

4ページでございますが、介護福祉部門としまして社会福祉事業を実施いたしました。予算科目といたしましては民生費の社会福祉総務費で予算現額で4億2,979万8,000円、決算額が3億4,309万5,000円でございます。事業の実績といたしまして、社会参加促進事業と障害者地域生活支援事業、3点目といたしまして心身障害者就労促進事業、障害者支援費制度の実施を行って参りました。社会福祉措置事業でございますが、予算科目といたしまして、社会福祉措置費でございます。予算現額1億

6,567万7,000円に對しまして、決算額が1億5,400万9,000円でございます。老人保護措置事務、養護老人ホームの入所措置を行って参りました。保健衛生事業でございますが、予算科目といたしましては保健衛生総務費、予算現額といたしまして5,622万8,000円。決算額が1,076万円でございます。事業の実績といたしまして、精神障害者の社会復帰相談事業、2点目といたしまして精神障害者居宅生活支援事業の実施で、精神障害者保健福祉に係るネットワークの構築、精神障害者就労促進事業の実施、各町の保健師との連携を行って参りました。高田郡健康づくりマスタープランをつくっておりました。

介護保険事業の中で一般会計にございます民生費の中に介護保険費がございますが、予算現額としまして1,332万2,000円、決算額としまして356万6,000円でございます。事業の実績といたしまして一般会計の介護保険費として低所得者の利用者負担軽減事業、安芸たかた広域連合の介護保険ホームページの充実、居宅介護保険事業所担当者連絡協議会への支援を行ってきたというところでございます。概略を説明させていただきました。以上でございます。

○熊高委員長 これの説明を終わります。  
これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

藤井委員 委員長。

○熊高委員長 藤井委員。

藤井委員 2点ほどお伺いします。これは広域連合の決算でございますけれども、企画費の中で広域ネットワークの活用と双方向性機能の具体的な提供方法の検討ということで、合併をしてですね、これからの地域格差をなくしていこうということの中からの広域ネットワークということでございました。ここらあたり具体的に検討をしてきたわけですが、今後これをどのようにですね、方向付けられるのか。

さらにもう1点、広域行政の調査研究ということで、広域葬斎場の整備に関する事ということで、これは広域連合でかなり進んだところまでですね、調査をしてきた経緯があるわけですね。連合長への申し入れ、さらには連合長と広域議会とがですね、当時の合併協議会の会長に申し入れ、会長がそのまま安芸高田市の市長として就任をされたわけです。こういったいろんな経緯の中で、やはり広域葬斎場というのは、今なかなか講中葬もですね、高齢化をしてですね、なかなか地域での葬儀というのも困難をきたしている。さらには火葬場については向原にある火葬場は改修をされておりますけれども、他の火葬場についてはかなりの老朽化があると、こういったいろんな住民の思いがあってですね、いろいろ調査した経緯がございます。ここらあたり今後ですね、どのようにされようとしているのか、その2点についてお伺いをしたいと思います。

熊高委員長 答弁を許します。

是常吉田保育所長  
熊高委員長  
是常吉田保育所長

委員長。

是常吉田保育所長。

はい。広域ネットワークの件でございますが、広域連合としましてこの間取り組んできました。特に広域連合の中に特別委員会がございまして、広域行政調査特別委員会、これを中心に議論されてこられました。この広域ネットワークにつきましては、双方向性、先ほど藤井委員の方からもございましたが、双方向性機能の具体的な提供方法、これも合併協議会といろいろ連携を取りつつ、この15年度は取り組んできました。特に今日の情報通信技術というものはめざましく進歩しておりまして、これをですね、それぞれ個人がどう使いこなすか。ただ設置してですね、使いこなされないようなことではいけないというふうに思っております。

今、企画課の方でその部分を引き継いでやっておりますが、連合としましては具体的には83カ所の公共施設を光ネットワークで整備いたしております。さらに図書管理システムと併せましてですね、図書館で在庫の本がどこにどういうふうにあるとか、これもできるようになっておりますし、いろいろですね、このネットワークそのものを高田郡の情報格差の是正といったことで進めていかなければいけないだろうというふうに考えております。

そういったことで、今、新市になりましてですね、この件につきましてはいろいろ検討されてきております。

2点目の広域葬斎場の整備に関する調査研究でございますが、広域連合としましてですね、重要な取り組みでございました。この間、広域葬斎場に関する先進地視察あるいは広域行政調査特別委員会等でいろいろ検討されて、連合といたしましては先ほども藤井委員さんの方からもありましたが、連合議会として連合長の方へですね、答申といったようなかたちで出されております。建設する予定の町までは連合議会として結論が出されております。葬斎場につきましては、新市の建設計画にも上がっておりますが、その間連合でいろいろな議論をされて来られたことをですね、新市になって継続して進められていくものだろうというふうに思います。以上、簡単でございますが答弁に代えさせていただきます。

藤井委員  
○熊高委員長  
藤井委員

委員長。

藤井委員。

助役さん、同席していただいておりますので、若干お聞きしたいと思っておりますけども、実は先般第2庁舎、また文化福祉複合施設のコンペ設計に係る予算が計上されましたですね。実はこれは特例債のいわゆる財源確保といういきさつの中で、補正予算が上がったわけでございます。この広域葬斎場というのもですね、いわゆる新市の建設計画にしっかりとハマっているわけですね。そうなりますと、やはりこの過去広域連合で取り組んできたそのものがですね、新市の建設計画にもしっかりと当てはめていかなければいけないと。そういう経緯を見てみますとです

ね、やはりこれも財源確保というものも私はその裏付けが必要ではないかと思えますし、早急に建設ということになりますと、これまた基金等の積み立ても私はしていかなければいけないだろうと思うんですけれども、ここらあたりがまだ庁舎の分については先ほど言いましたように補正予算で設計料、委託料として上がっておりますけれども、この葬斎場についてですね、今後そういう方向性というんですか、協議がなされているのかどうか、お伺いしたいと思います。

○熊高委員長  
増元助役

答弁を許します。増元助役。

助役でございます。議員ご指摘のとおり、連合の中でこれまで特別委員会等も設置をされ、検討をされて参っております。それにつきましては新市にきっちり引き継いでいくということでございまして、合併協議の中でも新市建設計画の中の重点事業、広域重点事業として位置づけをされております。市長の方も向原の特養でありますとか、第2庁舎・福祉センターの建設でありますとか、それと並んで広域葬斎場の建設ということも明言をしておるわけでございまして、財源につきましてはこれまでの合併前の財源の確保につきましては、非常に難しいと。補助事業も特段ないという状況の中で、どうやってこれを実現するのかということでもございましたが、この合併を期に合併特例債の適債事業であるという観点の中から、新市建設計画の中に位置付けてあるというふうに思っております。この数ある重点事業の実施につきましては、優先順位を付けながらということでもございまして、まずは第2庁舎・市民センター等の建設に、まずかかるということで、現在補正予算等のお願いをしておるといってございまして、広域葬斎場につきましては、基本計画といいたいまいしょうか、位置につきましても一応該当町といいたいまいしょうか、旧町単位ではありますけれども、そういうふうなかたちで連合では位置づけをしていただいておりますけれども、その後の位置の検討につきましても、これはやはり時間も要することでもございまして、慎重に選んでいく必要もあろうかというふうにも思っておりますので、そういったことも含めての今後の基本計画といいたいまいしょうか、規模等につきましても連合で一部検討された部分はありますが、それを引き継いでやはり検討していくということが必要になって参りますので、今年度事業の予算の中では調査費というかたちで予算計上をしておるといいます。現在自治振興部の方です、事務を進めております。ただ、優先順位から言いますと、第2庁舎の方が優先しておりますので、そちらの方を先行させていただきたいということでもございまして、広域葬斎場についてもですね、調査費。また来年度の予算につきましても、次の段階へということにもなっていくかと思っております。

○熊高委員長  
藤井委員  
○熊高委員長  
亀岡委員

答弁を終わります。藤井委員よろしいですか。

いいです。

他に質疑はありませんか。

委員長。

○熊高委員長 亀岡委員。

亀岡委員

藤井議員の質疑に関連するわけですが、せっかく葬斎場についてのご意見がございましたので、この際、申し上げておきたいと思うんですが、第2庁舎・文化ホールと異なる点は、葬斎場についてはですね、いろいろお話しがございましたようにこれまでの検討ですか、そういった方向性を見出すまでの様々なそういった取り組みをですね、踏まえまして考えました時にですね、葬斎場というのはやはり全市民を対象にしたですね、施設になってくるということの中で、最も大事なことはですね、やはりどうかたちで運営がなされるんかと。そういう運営形態のですね、問題を実際にはこの事業を推進、具体的には推進されていくとするならば、そのところが極めて重要じゃないかというふうに思うんですね。このことにつきましては、73人体制の在任特例の期間における企画の委員会ですね、私もそのことがまず重要じゃないかという質疑をいたしました、これも今後の問題として検討していきますということでありましたがですね、やはり今、例えば広島でやられているような運営ですね、100万以上金がかかるというようなことではですね、これは全市民向けての、どう言いますか、皆さんのそれはいいことじゃないかという共鳴いただくということは、なかなか難しいんじゃないかと思えます。しかし、集落葬や講中葬が難しくなっていくということの中でですね、何も後ずさりの議論をするんじゃないと。施設においては老朽化もあれば、当分これでやっていけるんじゃないかという状態の施設もあります中で、最も優先して早く葬斎場を手がけていくとするにしますとですね、どのような運営でどのくらい費用がかかっていくんかというのをですね、まずはっきりさせて市民の皆さんの大方のですね、共感を得るかたちでこの事業は進めて行かれにやあいけないんじゃないかと思うんですね。そういった点をどのようにお考えか、聞かせていただきたいと思えます。

○熊高委員長 答弁を許します。増元助役。

増元助役

助役でございます。議員ご指摘のとおりでございます。当然、第2庁舎に続きまして、取り組んでいかなければならないと。財源と言いましようか、長期の財形推計の中でのそういった事業費の確保ということも1点必要になってこようと思えますが、事業の優先順位から言いますと第2庁舎に続いて広域葬斎場、合併新市建設計画の重点事業であるというふうに考えております。この実施につきましては、ただ今議員ご指摘のとおり、規模でありますとか、位置でありますとか、その運営形態をどうするのか、あるいは集落での葬儀が非常に高齢化、あるいは少子人口減少の中で難しくなってきたら。どういう機能をこの葬斎場あるいは火葬場に求めていくのかということも併せて検討をしていくべきだと思いますし、このことにつきましては連合の中でも初期の段階での検討というのはですね、基本的な検討というのはしていただいておりますということもありますので、それを引き継いで、新市の今後のこの具体的な



実施については当然考えていく必要があるというふうに思います。

運営形態につきましても、行財政改革の中で他な施設も含めてですね、効率的な、あるいは市民の皆さんに負担のかからないような運営をしていくということは当然であると考えております。

○熊高委員長 他に質疑はありませんか。

亀岡委員 委員長。

○熊高委員長 亀岡委員。

亀岡委員

ちょっと申し上げましたポイントなんですけども、経費がですね、現在の集落葬よりも大幅に葬斎場を利用する場合に、大幅な値上げと言いますか、経費がかかるということであってですね、いけないと思うんですね。その一番ポイントになるのは何か言いますと、集落葬ができかねるといのも人の問題なんですよ。じゃあその人の問題がお金になって、いわゆる引受けに出していかなきゃいけないということになりますとですね、かなりやはり費用がかさむことになりますね。問題は助け合いでこれまでお互いにこの出費のことについてはですね、やってきたので、現金を出すということができるだけ少ないかたちでできてきたということです。しかし今度は葬斎場の運営でそこらあたりがみなお金になってですね、要するに引受けへに出していかにかいけんということになりますとね、ここらあたりが一番やはり費用の問題で重視していかにかいけんことだと思うんですね。その他におきましては、どう言いますか、食事のことにしましても、もうかなり仕出しの方を利用してですね、やってきたような形態もございますんで、そういった点がですね、十分この具体的な取り組みの前段におけるですね、考えておにかいけんことじゃないかというふうに思っているわけでございます。以上です。

増元助役 委員長。

○熊高委員長 答弁を許します。増元助役。

増元助役

指摘の主旨につきましては重々今後ですね、検討の中に取り入れていきたいというふうに思いますし、今後議会等へもですね、当然相談もかけさせていただきましてですね、ただ今のご意見も入れてですね、今後の検討にしていきたいと思います。

○熊高委員長 他に質疑はありませんか。

山本委員 委員長。

○熊高委員長 山本委員。

山本委員

ただ今、藤井議員あるいは亀岡議員の葬斎場の建設のことについてですが、これは私はここで深く論議をするのはちょっと場所が違うと思うんですが、付け加えて申しますと、新市建設計画で計画されたものといえども、やはり今、亀岡議員さんがおっしゃるように、一遍きちっとですね、市民が納得のできるようなものをどのようなものにするかというところから、論議をするべきだと思いますんで、この問題はまた後日変わった方法の会議を開くというふうな方向で、委員長、私は思うんで

すが。

○熊高委員長 山本委員の方からありましたように、当然私の方も、これは決算の委員会でありますので、これまで連合で積み上げてきた結果を踏まえて、今後企画の方で検討しておるという是常保育所長の答弁もありましたように、これを元にですね、今後検討していくということになると思いますので、この決算の方ではこういった積み上げをしてきたんかという確認をしていただき、そういったことが必要であろうと思いますので、この論議はこの程度にさせていただく方がよかろうと思いますので、執行部の方は、当然それを受けてしっかり今後議論の場をつくっていただくように、よろしく願います。

○熊高委員長 他に質疑はありませんか。

川角委員 委員長。

○熊高委員長 川角委員。

川角委員 主要施策の中の4ページですが、ここの中で八ということで、保健衛生事業というのが載っております、中身を見ると非常に重要な部分があるわけですね。ですが、予算当初はやっぱり5,600万ぐらいは必要だろうということで、組まれておりますが、実際決算してみると1,000万ぐらいしか要らなかったと。そこについてはですね、3月においてそれが大きなものがずれ込んでおるんか、あるいは予定したもんができてなかったのか、ちょっとそこらの説明がなかったように思いますので、その点をお願いいたします。以上です。

○熊高委員長 答弁を許します。花尾高齢者福祉課主幹。

花尾高齢者福祉課主幹 この委員さんのご指摘のように予算現額5,600万円、決算額1,000万円となっております。その差が約4,000万近いものがありますけども、この部分につきましては安芸高田市になって支出をしたものがあります。主なものは、吉田病院の方に休日夜間救急医療の事業委託をしております、これが2,700万円ありますので、そこらへんの費用の支出が3月に入っているということで、連合での決算額が少なくなっているということでございます。

○熊高委員長 答弁を終わります。川角委員、よろしいですか。

川角委員 いいです。

○熊高委員長 他に質疑はありませんか。

今村委員 委員長。

○熊高委員長 今村委員。

今村委員 滞納整理のことでお聞きをします。2ページのですね、成果表に関して、この金額、滞納総額8,386万7,000円というのは当該年度だけでなしに、過年度分を含むというふうに解釈していいんですか。

15年度にですね、持ち込まれたその件数と、その滞納額はその内いくらになるのか。

それから徴収額ですね、当該年度と過年度分の実績はどういうふうになっとるんかと。それと併せて15年度にですね、いわゆる徴収目標的

な数値をですね、掲げられたのか、そこらへんをちょっとこの件に次いでお伺いしたい。

出口税務課主幹  
○熊高委員長  
出口税務課主幹

委員長。

出口税務課主幹。

先ほどご質問がありました件なんですけど、こちらにあります8,386万7,000円、これは6町からの委嘱を受けておるものなんですけど、これが過年度分の内訳ということですが、これは一応全部一緒になっておりますので、一応過年度分という年度分けはしておりません。これの内訳で15年度になって新市から新たに委嘱を受けたものは、この内の92人で、金額的には3,932万6,000円を15年度新たに受けております。この8,386万7,000円の内訳として新たに15年度に受けたのが、今の金額になっております。

それと、滞納の目標と言われましたが、一応、滞納の徴収率を15年度は15%を目標に、期間が実質は12ヵ月で活動するべきなんですけど、2月で合併ということで、期間が11ヵ月に短縮されております。それと1月、2月になっては、新市に合併するための準備の作業が入りますので、実質的な滞納整理の期間は9ヵ月になるということで、一応15%を目標に15年度は取り組んでおります。結果的には徴収率は16.4%ということになっております。

それと、滞納整理ということで徴収は16.4%なんですけど、滞納整理というのは徴収する部分と実際にはもう資産がないということで徴収不納ということで、滞納整理の執行を停止するということがあります。それが363万8,080円あります。

それと、差し押さえをしております滞納税額が883万3,185円、差し押さえをしとる、滞納税額がございます。これを含めた整理率というんですが、これが30.9%の滞納の整理率となっております。以上でございます。

○熊高委員長  
今村委員  
○熊高委員長

答弁を終わります。今村委員、よろしいですか。

はい。

他に質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

○熊高委員長

続いて認定第50号、平成15年度安芸たかた広域連合介護保険特別会計決算の認定についてを議題といたします。

関係課長の方から要点の説明を求めます。

花尾高齢者福祉課主幹  
○熊高委員長  
花尾高齢者福祉課主幹

委員長。

花尾高齢者福祉課主幹。

高齢者福祉課の花尾でございます。お手元の決算資料の39ページをお開き下さい。実質収支に関する調書でございます。歳入総額23億4,056万3,000円、歳出総額23億3,861万4,000円、歳入歳出差引額194万9,000

円。5番の実質収支額として194万9,000円ということになっております。

それでは事項別の説明をさせていただきます。40ページの方をお開き下さい。まず1款保険料でございますけども、調定額3億3,995万8,491円、収入済額が3億3,061万6,571円でございます。これは内訳はその節の方にありますけども、特別徴収、普通徴収と滞納繰越分の普通徴収でございます。

それから款2分担金及び負担金でございますけども、調定額が4億1,667万6,000円、収入済額が4億1,667万6,000円でございます。内訳は1目介護給付費負担金として6町の方から介護給付費に対する12.5%部分の負担金、それから2目として職員給与費等の負担金として6町の方からそれぞれ負担金を収入しております。

それから款4国庫支出金でございますけども、調定額が6億1,726万660円、収入済額も同額でございます。内訳でございますけども、目1の介護給付費負担金として介護給付費の費用の総額の20%部分に当たるもの、それから次のページへ移っていただきまして41ページ。国庫補助金等があります。国庫補助金の内容につきましては、調整交付金として交付されるもの、それから認定審査会の関係の事務費として交付されるもの、それから国庫補助金等がございます。

それから款5支払基金交付金でございますけども、調定額7億19万2,000円、収入済額7億19万2,000円でございます。これは社会保険診療報酬支払基金から介護給付費の32%部分に当たるものでございます。それから款6県支出金でございますけども、調定額2億6,542万5,000円、収入済額2億6,542万5,000円でございます。これは介護給付費の12.5%部分にあたる県の負担金でございます。

それから42ページでございます。款9の繰越金でございますけども、これは前年度からの繰越金でございます。調定額1,024万7,611円、収入済額が1,024万7,611円でございます。

款10の諸収入でございますけども、全体的に調定が14万4,776円、収入済額が14万4,776円でございます。主なものは項2の預金利子等でございます。

続きまして、歳出の方でございますけども、43ページをお開き下さい。款1総務費の予算現額が9,637万6,000円、支出済額が7,346万3,333円でございます。不用額が2,291万2,667円、内訳でございますけども、項1の総務管理費が支出済額が4,434万4,857円、主なものは、職員の給与費6名分、臨時職員の賃金、それから13の委託料の方で三菱あるいは富士通の方に介護保険システム認定システム等の保守委託をしております。この費用でございます。それから2項の徴収費でございます。236万9,616円の支出をしております。主なものは、賦課徴収費、1目賦課徴収費の役務費として第1号被保険者の方に保険料の通知をいたしますけども、その郵送料が主なものでございます。

それから、44ページの介護認定審査会費でございますけども、支出済

額が2,674万8,860円でございます。その内訳で1目の介護認定審査会費の方で主なものは、1報酬の473万2,000円でございます。これは週に2回、月に8回介護認定審査会を開催をしておりますけども、その審査会委員さんの報酬が主なものでございます。それから2目認定調査等費でございますけども、支出済額が2,077万9,956円、主なものでございますけども、13節の委託料1,759万9,704円でございます。これは主治医の意見書あるいは訪問調査の委託料等々が主なものでございます。

それから2款保険給付費でございますけども、予算現額が27億5,267万1,000円、支出済額が22億6,292万7,600円となっております。不用額が4億8,974万3,400円でございます。その主なものでございますけども、介護サービス等諸費の内、居宅介護サービス給付費、要介護1から5に認定された方の在宅ホームヘルプサービスとかデイサービス、ショートステイ等々でございますけども、これにかかる費用が7億2,924万3,700円ございました。それから3目の施設介護サービス給付費、特別養護老人ホーム、老人保健施設療養型医療施設でございますけども、この施設へ入所されている方の費用が13億1,404万6,540円の支出済額となっております。

それから45ページをお開き下さい。45ページの5目の居宅介護福祉用具でございますけども、これは福祉用具の購入費に対する費用でございます。316万9,930円の支出をしております。それから6目の居宅介護住宅改修費でございますけども、段差の解消等々の費用でございます。2,234万298円の支出でございます。それから7目の居宅介護サービス計画費でございますけども、これはケアマネージャーさんがサービス計画を立てる費用でございます。8,681万9,634円の支出でございます。それから2項の支援サービス等諸費でございます。これは要支援に認定された方に対する給付費でございます。支出済額が9,208万7,832円ということになっております。内容的には1目の居宅支援サービス給付費が5,910万9,403円、これはホームヘルプサービス等の在宅のサービスでございます。それから3目の福祉用具の購入費として40万5,511円、4目の住宅改修費として800万6,147円、それから5目のサービス計画を作成するケアマネージャーさんに対する報酬でございますけども、2,456万6,771円となっております。それから3項のその他諸費でございますけども、397万7,029円の支出でございます。主なものは国保連合会に給付費等の審査支払いのお願いをいたしますけども、その手数料として386万1,828円ということでございます。

それから46ページの方でございますけども、4項の高額介護サービス費でございます。ある一定条件になりますと高額介護サービス費の対象になって、その部分を給付をいたします。支出済額は1,124万2,637円でございます。

それから4款の基金積立金でございますけども、予算現額では1,784万円、支出済額9万5,276円、不用額1,774万4,724円となっております。支

出済額の9万5,276円につきましては預金利子でございます。不用額が過大な部分については、新市になりましての部分についての積み立てをしております。

それから6款の諸支出金でございますけども、予算現額253万5,000円に対しまして支出済額が212万8,100円、不用額が40万6,900円となっております。主なものは償還金といたしまして過年度の給付費等の交付金の返還金175万3,110円となっております。以上で説明の方を終わります。

○熊高委員長 これで説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

○熊高委員長 以上をもって、平成15年度一部事務組合及び広域連合に係る各一般会計並びに特別会計の決算についての質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時48分 休憩

午前11時48分 再開

~~~~~○~~~~~

○熊高委員長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

これより一括討論に入ります。

まず、本認定議案5件に対する反対討論の発言を許します。

〔反対討論なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、本認定議案5件に対する賛成討論の発言を許します。

〔賛成討論なし〕

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

○熊高委員長 ここで、付託を受けました議案5件について、意見を付すべき事項があればご意見を願います。

〔意見なし〕

付すべき意見なしと認めます。

○熊高委員長 これより認定第46号を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数です。よって、認定第46号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

○熊高委員長 これより認定第47号を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数です。よって、認定第47号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

○熊高委員長 これより認定第48号を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり認定することに賛成する諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕

起立多数です。よって、認定第48号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

○熊高委員長 これより認定第49号を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり認定することに賛成する諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕

起立多数です。よって、認定第49号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

○熊高委員長 これより認定第50号を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり認定することに賛成する諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕

起立多数です。よって、認定第50号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

○熊高委員長 以上で、本日の審査日程は全部終了いたしました。  
次回の審査は明日、午前10時からこの会場で開会いたします。  
本日はこれにて散会いたします。  
ご苦労様でした。

~~~~~

午前11時51分 散会